

都市計画変更案の理由書

1. 案件名

滝川都市計画準防火地域の変更（滝川市決定）

2. 都市計画決定経過

本市では、昭和 38 年に準防火地域を 112.8ha で当初決定し、昭和 47 年には用途地域の変更に伴い、95.1ha と縮小しましたが、人口増加に伴う商業地域の拡大に併せて平成 7 年には 114.0ha に準防火地域を拡大しました。

○滝川都市計画準防火地域の決定経緯

年月日	告 示	面 積	備 考
昭和 38 年 5 月 28 日	建設省告示第 1304 号	112.8ha	当初決定
昭和 47 年 5 月 20 日	滝川市示第 27 号	95.1ha	変更
昭和 54 年 9 月 13 日	滝川市告示第 78 号	99.0ha	変更
平成 2 年 3 月 31 日	滝川市告示第 43 号	113.0ha	変更
平成 7 年 2 月 15 日	滝川市告示第 37 号	114.0ha	変更

3. 都市計画変更の目的

本市では、平成 22 年度に滝川市都市計画マスタープランを見直し、これまでの人口増加と市街地拡大の都市づくりから、人口減少・少子高齢化に備えた集約型の都市づくりである「コンパクトシティ」へと方向転換をすることとなりました。

この「コンパクトシティ」の実現のためには、3つのコンパクトタウン（滝川市街地・江部乙市街地・東滝川市街地）に生活利便性を集約化することを前提とし、幹線道路周辺に都市機能を集約化していくことで人口を街なかを集め、既存施設を最大限に活かすことで都市にかかる維持管理コストや環境負荷を下げ、人口が減少していく中でも便利で潤いがあり、豊かに暮らすことができる持続可能なまちへと発展させる必要があります。

このため、すでに住居系の土地利用になっており、延焼等の危険性が少ない地区については、滝川市都市計画マスタープランで位置付けられた土地利用方針を踏まえて、準防火地域の変更を行い、街なか居住の推進を図ります。

4. 都市計画変更の内容

中心市街地外縁部である地区における土地利用の現状は、ほぼ住居系の土地利用となっており、近隣の商店街を中心とした良好なコミュニティ形成や、歩いて便利に暮らせる環境を重視する、街なか居住を推進する観点から用途地域を見直し、準防火地域を除外する。

また、滝川駅前広場に係る地区については、滝川市バリアフリー基本構想[滝川駅周辺地区]の方針に基づき、移動の円滑化を図るため駅前広場の拡大再整備の実施に当たり、新たな駅前広場の区域変更ラインが明確化したため、用途地域境界線を見直し、準防火地域を指定する。